

平成 27 年 12 月 28 日
沖縄電力株式会社

「離島供給約款」および「最終保障供給約款」の届出について

当社は、本日、改正電気事業法^(※1) 附則第 10 条第 1 項および第 11 条第 1 項に基づき、平成 28 年 4 月 1 日以降の離島供給に係る料金その他の供給条件について定めた「離島供給約款」、および最終保障供給に係る料金その他の供給条件について定めた「最終保障供給約款」の届出を経済産業大臣に行いました。

(※1) 「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年 6 月 18 日制定)

離島供給約款(対象：離島^(※2)における全てのお客さま)

小売全面自由化以降も、離島以外の地域と同水準の料金で供給を行えるよう、現在当社が設定している供給約款・選択約款における料金メニューの全てについて設定したものです。なお、現在ご契約のお客さまにつきましても、平成 28 年 4 月 1 日以降、これまでの供給約款・選択約款に基づく供給から、「離島供給約款」に基づく供給へ変更となりますが、内容に違いはなく、特段のお手続きなく引き続き電気をご使用いただけます。

(※2) 離島：沖縄本島と電力系統が繋がっていない離島をいい、以下の離島が対象となります。

栗国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、与那国島

最終保障供給約款(対象：離島以外の特別高圧のお客さま)

離島以外の特別高圧のお客さまで、いずれの小売電気事業者との契約もまとまらなかった場合に、当社が電気の供給を最終的に保障する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

以上

(関連資料 URL)

【離島供給約款】

- ・ 離島供給に係る約款届出書

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/service/covenant/151228/covenant_shinsei_01.pdf

- ・ 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書(離島供給約款)

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/service/covenant/151228/covenant_shinsei_02.pdf

【最終保障供給約款】

- ・ 最終保障供給に係る約款届出書

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/service/covenant/151228/covenant_shinsei_03.pdf

- ・ 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書(電気最終保障供給約款)

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/service/covenant/151228/covenant_shinsei_04.pdf